

荒川区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱

22 荒管経第 2799 号

平成 23 年 3 月 25 日

(副 区 長 決 定)

平成 25 年 4 月 1 日一部改正

令和 6 年 2 月 26 日一部改正

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、荒川区（以下「区」という。）が発注する契約に係る適正な履行の確保及び労働環境の整備に配慮した調達の推進を図ることを目的とし、発注業務における労働環境を確認することについて必要な事項を定めるものである。

(労働環境の確認を行う契約)

第 2 条 前条に定める労働環境の確認を行う契約は、荒川区契約事務規則（昭和 39 年荒川区規則第 8 号）第 3 条の 2 第 1 項に定める経理課契約案件のうち、次に掲げるものとする。ただし、管理部長が、契約の内容、相手方等により労働環境の確認を行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 予定価格が 2,000 万円以上の工事請負契約
- (2) 予定価格が 2,000 万円以上の委託契約
- (3) 予定価格が 2,000 万円に満たない委託契約のうち、次に掲げる業務に関する契約
 - ア 施設管理業務
 - イ 人的警備業務
 - ウ 受付業務
 - エ 道路及び公園管理業務
 - オ 建物清掃業務
 - カ 給食調理業務
 - キ 学童クラブ及びにこにこすくーの運営業務
- (4) 低入札価格調査制度に基づく調査を行った後、契約を締結した契約
- (5) 履行体制確認型提案評価方式業者選定要綱（平成 23 年 3 月 1 日付 22 荒管経第 2786 号）に基づく履行体制確認型提案評価方式により契約相手方を決定した契約
- (6) 荒川区政策推進型総合評価の試行に関する要綱（平成 25 年 2 月 26 日付 24 荒管経第 2268 号）に基づく政策推進型総合評価方式により契約相手方を決定した契約
- (7) その他特に必要と認める契約

(労働環境の確認基準)

第 3 条 この要綱に基づく労働環境の確認は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）その他関係法令を基準とする。

(労働環境の確認の方法)

第 4 条 労働環境の確認は、当該契約の相手方が労働環境報告書（別記第 1 号様式又は別記第 2 号様式）を区に提出することにより行うものとする。

- 2 当該契約の相手方は、区の求めに応じ労働環境報告書を速やかに提出するものとする。
- 3 区は、労働環境報告書の提出があったときは、その内容を確認し、契約書とともに保存するものとする。
- 4 区は、労働環境の確認に関し、特に必要と認める契約の相手方に対して、社会保険労務士による調査を行うことができる。

（改善の指示等）

第5条 前条における労働環境の確認の結果、労働環境について不適切な事項が存在した場合、区は早急に当該契約の相手方に対し、改善の指示を行うこととする。

（不適切な労働環境等に対する措置）

第6条 次に掲げる状況に該当することが明らかになり、特に悪質であると判断できる事例については、契約条項に基づく契約の解除又は荒川区入札等参加停止措置要綱（平成18年4月12日18荒管経第46号）の規定に基づく入札等参加停止措置を行うものとする。

- (1) 第4条第2項により区が労働環境報告書の提出を求めたにもかかわらず、これに従わないとき。
- (2) 前条による改善の指示を行ったにもかかわらず、改善が見られないとき。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、管理部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、この要綱の施行の日以後に入札の公告又は入札事項の通知をする契約について適用し、施行の日前に入札の公告又は入札事項の通知をした契約については、なお従前の例による。

労働環境確認に関する報告書(委託契約用)

提出日 令和 年 月 日

契 約 件 名	
---------	--

受 託 者	(所在地)
	(名称)
	(代表者)

全 従 業 員 数	名	内 訳 : 正社員 _____ 名、パート・アルバイト _____ 名、その他() _____ 名
-----------	---	--

注 本件業務の従事者数	名	内 訳 : 正社員 _____ 名、パート・アルバイト _____ 名、その他() _____ 名
-------------------------------	---	--

注 専ら本件業務のためにのみ雇用している者について記入してください。

	報 告 内 容	チェック (該当に☑)
就 業 規 則 等	就業規則は、関係法令の改正時、更新が必要な場合には更新した上で、労働基準監督署に提出していますか。	☐ はい ☐ いいえ
	就業規則の周知を全従業員に行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ
	36協定が労働基準監督署に届出されていますか。また、36協定含め労使協定の締結・運用は適正ですか。	☐ はい ☐ いいえ
雇 用 通 知	従業員への雇用通知は、労働基準法で決められた項目に基づいた形式の「雇用通知書」等により行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ
安 全 衛 生	健康診断は、受診対象者の全員が受診していますか。また、健診結果を受診者へ通知していますか。	☐ はい ☐ いいえ
	(常時50人以上を使用している事業者) 安全管理者及び衛生管理者を設置していますか。また、産業医を選任していますか。	☐ はい ☐ いいえ
	(常時49人以下を使用している事業者) 安全衛生推進者(10人未満については衛生推進者)を設置していますか。	☐ はい ☐ いいえ
労 働 時 間 管 理	従業員の労働時間の管理は、タイムカード等により、各従業員の勤務実績を正しく記録していますか。	☐ はい ☐ いいえ
	従業員の時間外勤務、休日・有給休暇付与は、雇用契約書・就業規則等に沿って運用していますか。	☐ はい ☐ いいえ
賃 金	賃金台帳は、労働基準法や就業規則の定めに沿って記録・管理されていますか。	☐ はい ☐ いいえ
	時間外、休日、深夜勤務の割増賃金について、適正に賃金を支払っていますか。	☐ はい ☐ いいえ
	賃金について通貨で全額を、従業員に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払っていますか。	☐ はい ☐ いいえ
	最低賃金法に定める賃金額以上の賃金を支払っていますか。 ・当該契約に従事する従業員で最も低い労働単価 時間額 _____ 円 会社名(再委託先等を含む。) :	☐ はい ☐ いいえ
保 険	毎年、「労働保険年度更新届」を東京労働局(または所管労働基準監督署)に提出していますか。	☐ はい ☐ いいえ
	毎年、「被保険者報酬月額算定基礎届」を社会保険事務所に提出していますか。	☐ はい ☐ いいえ

(その他特記事項)

労働環境確認に関する報告書(工事請負契約用)

提出日 令和 年 月 日

契 約 件 名	
---------	--

受 託 者	(所在地)
	(名称)
	(代表者)

全 従 業 員 数	名	内 訳 : 正社員 _____ 名、パート・アルバイト _____ 名、その他() _____ 名
-----------	---	--

注 本件業務の従事者数	名	内 訳 : 正社員 _____ 名、パート・アルバイト _____ 名、その他() _____ 名
----------------	---	--

注 専ら本件業務のためにのみ雇用している者について記入してください。

	報 告 内 容	チェック (該当に☑)
就 業 規 則 等	就業規則は、関係法令の改正時、更新が必要な場合には更新した上で、労働基準監督署に提出していますか。	☐ はい ☐ いいえ
	就業規則の周知を全従業員に行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ
	36協定が労働基準監督署に届出されていますか。また、36協定含め労使協定の締結・運用は適正ですか。	☐ はい ☐ いいえ
雇 用 通 知	従業員への雇用通知は、労働基準法で決められた項目に基づいた形式の「雇用通知書」等により行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ
安 全 衛 生	健康診断は、受診対象者の全員が受診していますか。また、健診結果を受診者へ通知していますか。	☐ はい ☐ いいえ
	(常時50人以上を使用している事業者) 安全管理者及び衛生管理者を設置していますか。また、産業医を選任していますか。	☐ はい ☐ いいえ
	(常時49人以下を使用している事業者) 安全衛生推進者(10人未満については衛生推進者)を設置していますか。	☐ はい ☐ いいえ
労 働 時 間 管 理	従業員の労働時間の管理は、タイムカード等により、各従業員の勤務実績を正しく記録していますか。	☐ はい ☐ いいえ
	従業員の時間外勤務、休日・有給休暇付与は、雇用契約書・就業規則等に沿って運用していますか。	☐ はい ☐ いいえ
賃 金	賃金台帳は、労働基準法や就業規則の定めに沿って記録・管理されていますか。	☐ はい ☐ いいえ
	時間外、休日、深夜勤務の割増賃金について、適正に賃金を支払っていますか。	☐ はい ☐ いいえ
	賃金について通貨で全額を、従業員に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払っていますか。	☐ はい ☐ いいえ
	最低賃金法に定める賃金額以上の賃金を支払っていますか。 ・当該契約に従事する従業員で最も低い労働単価 1日 _____ 円(職種: _____) 会社名(下請等を含む。): _____	☐ はい ☐ いいえ
保 険	毎年、「労働保険年度更新届」を東京労働局(または所管労働基準監督署)に提出していますか。	☐ はい ☐ いいえ
	毎年、「被保険者報酬月額算定基礎届」を社会保険事務所に提出していますか。	☐ はい ☐ いいえ

(その他特記事項)

【記入にあたっての注意事項】

1 報告対象

報告書の記入の対象は、原則として全従業員(会社)とします。

ただし、最低労働賃金単価の項目については、本契約において主として従事する労働者(下請等を含む)とし、公共工事設計労務単価で区分される51職種に該当するものを対象とします。

* 現場代理人・監理技術者・主任技術者・会社役員等は含みません。

* 雇用形態(日雇い、短期雇用等)に関係なく、専属的に当該工事に従事している者について記入してください。

職 種 一 覧		
01 特殊作業員	18 さく岩工	35 左官
02 普通作業員	19 トンネル特殊工	36 配管工
03 軽作業員	20 トンネル作業員	37 はつり工
04 造園工	21 トンネル世話役	38 防水工
05 法面工	22 橋りょう特殊工	39 板金工
06 とび工	23 橋りょう塗装工	40 タイル工
07 石工	24 橋りょう世話役	41 サッシ工
08 ブロック工	25 土木一般世話役	42 屋根ふき工
09 電工	26 高級船員	43 内装工
10 鉄筋工	27 普通船員	44 ガラス工
11 鉄骨工	28 潜水士	45 建具工
12 塗装工	29 潜水連絡員	46 ダクト工
13 溶接工	30 潜水送気員	47 保温工
14 運転手(特殊)	31 山林砂防工	48 建築ブロック工
15 運転手(一般)	32 軌道工	49 設備機械工
16 潜かん工	33 型わく工	50 交通誘導員 A
17 潜かん世話役	34 大工	51 交通誘導員 B

職種の定義については、国土交通省ホームページを参照してください。

2 最低労働賃金単価

労働賃金単価を1日あたりで計算し、その額と職種(上記「職種一覧」から選択)を記入してください。

時間給の場合は「時間給×所定労働時間8時間」とし、月給の場合は、会社所定の1カ月の労働日数で除し、1日単位に換算して記入してください。